

令和7年度の運営指導における主な指導事項について

【はじめに】

本市の運営指導にご協力いただき、ありがとうございます。令和7年度の運営指導での主な指導事項をお知らせしますので、今後の事業所運営における参考としてください。

各サービスの指導事項の内容を確認する際に関係法令も併せて参考としてください。

関係法令

《千葉市基準条例》

- ・千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第66号）
- ・千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第65号）
- ・千葉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年千葉市条例第17号）
- ・千葉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第67号）
- ・千葉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第60号）
- ・千葉市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営等に関する基準（令和6年千葉市告示第208号）

《基準条例の掲載場所》

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenjigyo/kijunjourei.html>

《費用の額の算定基準》

- ・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）
- ・「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）
- ・「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第20号）
- ・「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第127号）

- ・「指定地域密着型サービス介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）
- ・「千葉市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額の算定に関する基準」（令和6年千葉市告示第105号）

サービス共通

○基準条例の遵守

各事業所の人員、設備及び運営に関する基準は、それぞれ市の条例に定めていますので、事業を行うに当たっては、基準に則したサービスを提供してください。

○ハラスメント防止について

ハラスメント防止の措置が講じられていることの確認ができない状況が見受けられました。職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の相談しやすい環境を整えてください。（勤務体制の確保）

○業務継続計画について

業務継続計画の策定にあたり、感染症防止に係る備蓄品及び災害に係る備蓄品を確保していることや、管理方法が明確になっていない事例がありました。また、必要な訓練を実施していることが確認できない事例もありました。感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供できるように備えや訓練が必要です。（業務継続計画の策定等）

○感染症の予防及びまん延防止について

感染症の予防及びまん延の防止のための委員会を組成し、委員会を定期的に開催していることが確認できない事例がありました。また、研修や訓練を定期的に行っていることが確認できない事例もありました。感染対策を効果的に実施するために委員会を組成し、委員会の開催や研修、訓練を実施の上、実施状況を後で確認できるように記録を行ってください。（衛生管理等）

○高齢者虐待防止について

虐待の防止のための委員会を定期的に開催していること、事業所としての体制等について、当該事業所の従業者への周知が十分に行えていること、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていることが必要です。高齢者虐待の防止にかかる措置については、令和6年度より義務化されています。高齢者虐待防止のために法人・事業所としての取組みを明確にしてください。（虐待の防止）

○サービス提供に関する諸記録の点検

基本報酬や各種加算の算定に関し、記録の不備により報酬返還となるケースが散見されます。サービス提供に関する諸記録は、ケアプランや計画に沿ってサービス提供していることを証する書類となるほか、利用者の心身の状況等の変化に応じた計画変更等のための基礎資料となるものですので、記録に必要な事項が記載されているか点検してください。

○サービス担当者会議における議事録の作成

サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならないため、サービス担当者会議に出席して把握した内容等を事業所として記録してください。また、ケアマネジャーから文書以外の方法で、専門的な意見を求められた場合には、その内容も記録してください。

訪問介護

○従業者の勤務体制、管理業務について

- ・指定訪問介護サービスと他サービスの管理者を兼務している状況において、それぞれの管理業務の時間が明確になっていない実態が認められました。
- ・従業員がサービスを兼務している状況において、管理者の勤怠管理等が不十分な実態が認められました。指定訪問介護事業所として適切な訪問介護を提供できるよう、訪問介護事業所ごとに介護職員の勤務の体制を定めてください。（勤務体制の確保等）
- ・管理者は訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行ってください。（管理者及びサービス提供責任者の責務）

○地域との連携

指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めてください。（地域との連携等）

《報酬関係》

- 指定訪問介護としてサービスを提供した内容が記録されていない、サービス区分と実際に提供した内容が整合しない、又はケアプラン及び提供票の予定と実際のサービス提供が整合しないにもかかわらず、訪問介護費を請求している事例が認められました。

- 訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護の提供においては、身体介護 20 分未満の身体介護中心型に続けて生活援助を行うことは認められていないにもかかわらず、身体介護及び生活援助を算定し、報酬を算定している事例が認められました。

※緊急時訪問介護加算を算定する場合を除きます。

○高齢者虐待防止未実施減算について

令和6年度より義務化されているにもかかわらず、高齢者虐待防止にかかる措置（委員会の定期的な開催、指針の整備、年1回以上の研修実施、担当者の設置）を講じておらず、高齢者虐待防止措置未実施減算となる実態が認められました。

○同一建物減算の取扱いにあたって、訪問介護事業所において、算定日が属する月の前

6月間に提供した指定訪問介護のうち同一敷地内にある建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合には体制届により、判定及びその結果を保険者に提出し、減算を行うこととされているにもかかわらず、判定及びその結果について、提出されておらず、適切に減算されていない実態が認められました。

訪問看護

○従業者の勤務体制、管理業務について

- ・指定訪問看護サービスと他サービスの管理者を兼務している状況において、それぞれの管理業務の時間が明確になっていない実態が認められました。
- ・従業員がサービスを兼務している状況において、管理者の勤怠管理等が不十分な実態が認められました。指定訪問看護事業所として適切な訪問看護を提供できるよう、訪問看護事業所ごとに看護職員の勤務の体制を定めてください。（勤務体制の確保等）
- ・管理者は訪問看護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行ってください。（管理者の責務）

○地域との連携

- ・指定訪問看護事業所において、精神科訪問看護のみの提供となっており、介護保険サービスは対象利用者が登録されていない状況が認められました。事業の運営にあたっては、指定訪問看護事業者として、運営規程で定めた提供実施地域内において、介護保険サービスの提供を行うよう努めてください。（地域との連携等）
- ・同一建物に居住する入居者に対する介護保険サービスを提供しており、当該建物の入居者以外の者に対して、介護保険サービスが提供されていない状況が認められました。指定訪問看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問看護の提供を行うよう努めてください。（地域との連携等）

《報酬関係》

○緊急時訪問看護加算について

- ・利用者又はその家族等から看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所であること、緊急時訪問を行う場合に加算を算定することについて説明し、

同意を得ていることの確認ができない事例がありました。あらかじめ利用者又はその家族等に対し説明を行い、同意を得ることが必要です。

- ・ 緊急時訪問看護加算は 24 時間連絡できる体制を、当該訪問看護事業所の保健師又は看護師が連絡相談を担当することが原則とされています。
- ・ 緊急時訪問介護加算（Ⅰ）の算定に当たっては、当該事業所の保健師又は看護師以外の職員が担当する場合にはマニュアルの整備が必要となります。また緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する業務管理等の体制の整備が必要となります。

○ターミナルケア加算について

- ・ 利用者及びその家族等に対し、ターミナルケアに係る計画及び支援体制について説明し、同意を得ていることの確認ができない事例が認められました。あらかじめ利用者等に対して説明し、同意を得ることが必要です。
- ・ ターミナルケアの提供においては、次のア～ウに掲げる事項を訪問看護記録書に記録しなければならないとされていますが、当該記録の確認ができない事例がありました。適切に記録してください。

ア 終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録

イ 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過についての記録

ウ 看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録

※ウについては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人及びその家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上対応してください。

通所介護・地域密着型通所介護

○生活相談員及び介護職員の配置

生活相談員及び介護職員が提供時間中に別の提供単位の利用者の送迎を実施しており、提供時間を通じて適切に配置されていない実態が認められました。送迎の担当者については、人員基準上求められる員数に不足が生じないように配置を見直してください。（従業員の員数）

○従業者の勤務体制等の管理

- ・ 看護職員と機能訓練指導員を兼務する場合の勤務体制が明確になっていない実態が認められました。労働条件通知書や辞令等により具体的な職務について明示してください。また、勤務形態一覧表において、それぞれの勤務時間数を示してください。（勤務体制の確保等）
- ・ 医療・福祉関係の資格を有さない従事者に認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させ

る、若しくは研修の機会を設けてください。(勤務体制の確保等)

○静養室の設備について

指定地域密着通所介護の静養室について、他の利用者が出入りできる状況であり、利用者が静養できる環境にない実態が認められました。プライバシーが確保されるように静養室のレイアウトを変更し、当該変更について市へ届け出てください。

(設備に関する基準)

○運営推進会議の開催(地域密着型通所介護のみ)

運営推進会議の開催が遅れている、または開催されていませんでした。おおむね6月に1回以上、運営推進会議を開催し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けてください。

(地域との連携)

《報酬関係》

○高齢者虐待防止未実施減算について

令和6年度より義務化されているにもかかわらず、高齢者虐待防止にかかる措置(委員会の定期的な開催、指針の整備、年1回以上の研修実施、担当者の設置)を講じておらず、高齢者虐待防止措置未実施減算となる実態が認められました。

○個別機能訓練加算に係る算定について

・機能訓練指導員の配置

- ・機能訓練指導員が、適切に配置されていることの確認ができない事例がありました。
- ・機能訓練指導員の配置が無い日において、個別機能訓練を実施したとして算定している事例が認められました。
- ・看護職員が機能訓練指導員を兼務している状況において、個別機能訓練加算を算定する場合には、機能訓練指導員として従事している時間から看護職員の時間を除くこととなっているにもかかわらず、機能訓練指導員と看護業務を一体的に行い、個別機能訓練加算及び口腔機能向上加算を算定している事例が認められました。管理者は、兼務している従業者の、各業務配分を明確に管理してください。
- ・加算を算定できる人員体制を確保している曜日があらかじめ定められている場合に、利用者や居宅介護支援事業者へ周知されていることの確認ができない事例が認められました。

・実施記録

実際に提供した記録がなく個別機能訓練を実施したことの確認ができないにもかかわらず、加算を算定している事例が認められました。

・個別機能訓練計画、口腔機能改善管理指導計画の作成等

- ・計画の作成等にあたっては、以下の通知をご確認ください。

「厚生労働大臣が定める基準」（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスにする費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 3 月 31 日付け 老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号）第 2 の 3 の 2（13）及び「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和 6 年 3 月 15 日老高発 0315 第 2 号・老認発 0316 第 3 号・老老発 0315 第 2 号 介護保険最新情報 Vol.1217）

小規模多機能型居宅介護

○勤務体制の管理

・指定小規模多機能型居宅介護のサービスとシェアハウス等の施設サービスの分けが明確になっていないこと、また、それぞれの従業者の勤務状況が明確になっていないなどの勤務体制の管理が不十分な実態が認められました。（勤務体制の確保）

・看護職員がサテライト事業所において提供したサービスが確認できないなど、勤務体制の管理が不十分な実態が認められました。利用者に対し、適切な指定小規模多機能型居宅介護を提供できるよう、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めてください。（勤務体制の確保等）

○小規模多機能型居宅介護計画の作成について

・指定小規模多機能型居宅介護の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならないこと（地域との連携等）、小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるよう努めなければならないこととされていますので、利用者ごとの計画に反映させてください。

《報酬関係》

○総合マネジメント体制強化加算について

・小規模多機能型居宅介護計画の作成にかかる業務が不十分であり、利用者の変化等に応じた小規模多機能型居宅介護計画の見直しが行われていない事例が認められました。

・利用者の状態に応じた地域の行事や活動への参加を通じた交流等についての取組みが明確になっておらず、小規模多機能型居宅介護計画において、地域との交流が図れていることの確認ができない事例が認められました。

認知症対応型共同生活介護

○従業者の勤務体制、管理業務について

- ・従業者の勤務体制が明確になっていない実態が認められました。指定認知症対応型共同生活介護として適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならないこと、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならないこととされていますので、勤務体制の見直しを図ってください。（勤務体制の確保等）
- ・管理者は指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行ってください。（管理者の責務）

○認知症対応型共同生活介護計画の作成

- ・認知症対応型共同生活介護計画の作成が適切に行われていない事例が認められました。利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならないこと、認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこと、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならないこととされていますので、利用者及びその家族に計画の内容について適切に説明を行い、同意を得てください。

《報酬関係》

- 認知症対応型共同生活介護の提供の開始にあたり、認知症対応型共同生活介護計画を作成しておらず、かつ利用者及びその家族に対して内容を説明していないにもかかわらず、報酬を請求している事例が認められました。

- 生産性向上推進体制加算の算定にあたって、事業年度ごとに介護機器を活用していないこと及び「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」にて確認した取組に関する実績を厚生労働省へ報告していない実態が認められました。

居宅介護支援

《配置基準》

○管理者の要件について

- A.現在、居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員である必要があります。

ただし、令和3年3月31日までに主任介護支援専門員の資格を有さない方が管理者だった事業所は、その方が管理者を継続する場合に限り、令和9年3月31日までは管理者要

件の適用が猶予されます。

※猶予期間が迫っているため、令和8年度の主任介護支援専門員研修に申し込みをしてください。

B.管理者が主任介護支援専門員の資格を更新しなかった場合等で、管理者の要件を満たすことができなくなった場合は、**判明した段階で、速やかに市へ相談**してください。

次の内容についての確認を本市で行ったうえで、不測の事態であることが認められた場合は、管理者要件の適用を原則1年間猶予します。

- ・管理者の要件を満たさなくなった理由
- ・主任介護支援専門員の資格を更新しなかった理由
- ・今後の管理者確保の具体的な計画

※不測の事態とは、主任介護支援専門員の死亡、長期療養など健康上の問題が発生した場合、急な退職や転居などをいいます。

※市への相談がない場合や今後の計画が不透明な場合には、猶予できない場合もあります。

《運営基準及び報酬関係》

○利用者の居宅訪問の面接について

当該事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の実施状況の把握に当たって、1月に1回、利用者の居宅を訪問して利用者との面接していることの確認ができない事例が認められました。

※給付管理を行う月の状況把握のための居宅訪問は、その月内に訪問する必要があります。月上旬～月末までの間で、利用者や家族と面接できるよう日程調整を行ってください。

○モニタリング結果の記録について

当該事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の実施状況の把握に当たって、1月に1回、モニタリング結果を記録していない事例が認められました。

※モニタリング結果は、給付管理を行う月の状況把握を行った結果を記録することが必要となりますので、その月内に結果を記録してください。（サービス提供開始の1か月後ではありません）

○初回加算の算定にあたって

新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して、運営基準減算の対象となる場合は、初回加算を算定することはできないにもかかわらず、初回加算を算定している事例が認められました。

※新規ケアマネジメントの開始（給付管理を開始した）が、月の中旬以降であった場合でも、モニタリング結果を記録するまでの一連のケアマネジメントを実施していることを確認してください。

○取扱件数の請求区分について

取扱件数 45 を超えていないにもかかわらず、取扱件数 45 以上として、居宅介護支援費（Ⅰ）ii を算定している事例が認められました。

※取扱件数は、指定介護予防支援の総数の内、介護予防支援費を算定している利用者の数を 3 分の 1 として算出します。（総合事業対象のケアマネジメント A は含まれません）

○中山間地域について

千葉市は中山間地域に該当しないにもかかわらず、中山間地域等における小規模事業所加算を算定している事例が認められました。

○高齢者虐待防止未実施減算について

令和 6 年度より義務化されているにもかかわらず、高齢者虐待防止にかかる措置（委員会の定期的な開催、指針の整備、年 1 回以上の研修実施、担当者の設置）を講じておらず、高齢者虐待防止措置未実施減算となる実態が認められました。

※介護支援専門員が 1～2 名の事業所であっても、措置を講じる必要があります。

○入院時情報連携加算について

入院時情報連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）の算定に当たって、医療機関に対して必要な情報を提供していることの確認ができない事例が認められました。

○退院・退所加算について

退院・退所加算（Ⅰ）イ、（1）ロの算定に当たって、以下のアからウの状況にあり、算定要件を満たしていることの確認ができない事例が認められました。

ア 医療機関等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を受けていることを記録していない

イ 医療機関において、カンファレンスによる利用者に係る必要な情報の提供を受けた際の参加者が、診療報酬上のカンファレンスの規定を満たしていない

ウ 利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成していない

○通院時情報連携加算について

通院時情報連携加算の算定に当たって、医師から利用者に係る必要な情報を受けた場合に、その内容を記録していない事例が認められました。